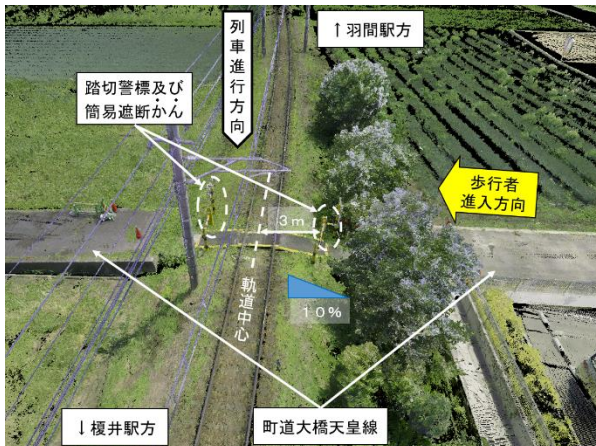


< 下村上所踏切道及び周囲の状況 >



※ この図は、3Dスキャナ (Leica RTC 360) 及び処理システム (Leica Cyclone REGISTER 360) を使用して作成した。

< 歩行者進入側から見た列車の見通し状況 >



< 原因 >

本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である下村上所踏切道に列車が接近している状況において、歩行者が同踏切道に進入し、同列車と衝突したことにより発生したものと認められる。

列車が接近している状況で歩行者が同踏切道に進入した理由については、同歩行者が列車の接近を確認せずに同踏切道へ進入した可能性が考えられるが、同歩行者が死亡しているため、その詳細を明らかにすることはできなかった。

< 再発防止のために望まれる事項 >

本件踏切の安全性向上を図るために、同社及び同町は、計画している本件踏切の第1種化について、計画どおりに実施することが望まれる。

なお、同社には本件踏切以外にも第4種踏切道が存在していることから、同社及び沿線自治体等の関係者は、これらの第4種踏切道の廃止又は第1種化について、合意形成へ向け継続して協議を進めていくことが望ましい。

また、これらの具体的な対策が講じられるまでの間、同社及び沿線自治体等の関係者は協力して、注意喚起看板の設置や第4種踏切道の危険性に関する啓発活動等により、踏切通行者に対して踏切通行時の安全確認を促すことが望ましい。

[詳細は、運輸安全委員会ホームページ \(https://www.mlit.go.jp/jtsb\) より、
 鉄道事故調査報告書をご覧ください。](https://www.mlit.go.jp/jtsb)